

令和4年4月6日

保護者各位

さつま町立宮之城中学校
校長 野添 誠

中学校における生徒の腕時計使用について(お知らせ)

立春の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝にてお過ごしのことと存じます。また、日頃から本校の教育活動に御理解・御協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本校では、これまで、「学校に不要なものは持ってこない」というルールの下で、生徒の校内での腕時計の使用を認めていませんでしたが、登下校における必要性や生徒に時間を意識して学校生活(校内外の学習等を含む)を送らせるという視点から、通常の学校生活での腕時計の使用を許可することになりました。

つきましては、下記のガイドラインを確認し、御家庭で十分話し合った上で、生徒に使用させてください。

なお、使用開始を令和4年4月7日以降とします。

記

1 宮之城中学校における腕時計使用のガイドライン

- (1) 生徒が使用する腕時計の破損・紛失・盗難・個人情報の漏洩等については、学校は一切の責任を負いません。
- (2) 計算機能、通信機能、データベース機能及びカメラ機能付きの時計は、学校では使用できません。
- (3) アラーム機能付きの時計は、アラームがならないように設定します。
- (4) 授業(テスト、部活動を含む)での使用は、指導者の指示に従います。
- (5) (2)～(4)の事項に違反した場合、学校が生徒の腕時計を一時預かり、保護者へ直接返却します。

2 その他

- (1) 学校で使用する腕時計は、時間が分かる程度の汎用品で十分です。学校に高級腕時計を持ち込むと、生徒指導上のトラブルになる場合があるので、お控えください。
- (2) 腕時計の使用については、強要するものではありません。各家庭の実情で、対応されてください。